資料４

新型コロナウイルス感染症の感染確認及びその後の対応フローについて（危機管理対策本部）

学生・教職員

毎日、登学・出勤前には検温を行い、神戸学院大学体温・風邪症状チェック表に記録する

【登学又は出勤の基準】で登学・出勤禁止の場合
①体調不良の方
②濃厚接触者としての可能性がある方 等

息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱等のいずれか強い症状のある方、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く方・重症化しやすい方（4日以上続く方や解熱剤の服用が続く方は必ず相談）

医療機関

帰国者・接触者相談センター

検査対象ではない場合

検査の必要がある場合

感染がない場合（陰性）

指定医療機関を受診

自宅にて経過観察

感染が認められた場合（陽性）

保 健 所

・総合的な対応について
兵庫県（総合相談窓口）
TEL：078-362-9980（専用ダイヤル）
24時間受付
神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口
TEL：078-322-6250（専用ダイヤル）
24時間受付

・感染の疑いがある場合
神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口
TEL：078-322-6250（専用ダイヤル）
24時間受付

医師が所管の保健所に連絡

保健所が感染者の行動履歴や濃厚接触者を調査
【積極的疫学調査】
⇒感染症法に基づく調査

保健所が職場の消毒の必要性があると判断した場合、消毒命令を文書で通知（感染症法）

保健所からの指示

報告

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
TEL：03-6734-2527、03-5253-4111

大 学

大学に連絡
（078-974-1551）
学生：学生支援センター、教職員：人事部

総務部
（危機管理対策本部）

広報部等、各部署に対応指示

保健所から消毒命令

あり

なし

管財グループ

保健所からの消毒命令に従い施設を消毒
（学内の委託者へ作業を依頼予定）

※保健所が必要と判断した場合、消毒の範囲、使用する薬剤と方法は命令を受けて実施することになります。

清掃完了の報告

保健所による消毒を実施する場合があります。

【各部署が準備すること】
保健所が「積極的疫学調査」を実施する場合があります。
調査があれば対応をお願いします。
① 各部署は、座席表を準備してください。
② 濃厚接触者のリストを作成してください。
・出入り業者が対象の場合は提出を依頼
飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアーの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者が決定されます。
接触感染対応：消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導があります。

【登学又は出勤の基準について】（大学ホームページ掲載）
（青字が前回からの変更箇所）
①まず、体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嘔吐・嗅覚異常・味覚異常等）の方は、登学又は出勤を控えてください。
併せて、外出を控え、④にあるように症状及び毎朝に加えて夕方など1日2回以上体温を計測して記録し、症状に応じて必要と考えた場合は医療機関を受診してください。感染症では、午前中に熱が下がっても午後から発熱することがありますので、朝に発熱がなくても注意が必要です。待機開始時には十分な食料・水などを準備し、生命の維持のため等やむを得ない場合以外は自宅など待機場所にとどまってください。
①に該当する場合の登学又は出勤を控える期間は次のとおりです。
・症状が出現してから、8日を経過するまで、かつ
・薬を使わない状態で全ての症状がおさまり、3日を経過するまで
（すなわち上記の症状について、風邪薬や解熱薬を使わずに症状がなくなった日から 3 日を経過するまで）
（インフルエンザと診断された方は、発症後5日を経過かつ解熱後2日を経過するまで）
期間を過ぎれば、登学又は出勤が可能です。また、登学・出勤後もさらに、4週間はマスクの着用につとめ、体調不良の場合は登学・出勤を控えて下さい。
②家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患したために、あなたが濃厚接触者として可能性がある場合、あるいはあなたが感染した場合は、医療機関の指示があるまで登学又は出勤を控えてください。
なお、保健所等によって濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間、登学又は出勤を控えてください。
③海外から入国（帰国）した方は、公共交通機関の使用禁止や14日間待機など検疫官等の指示に従い、症状がないことを確認するまで登学又は出勤を控えてください。
④登学又は出勤前に日頃から体温を測定して「神戸学院大学体温・風邪症状チェック表」で記録をとってください。非接触型測定器では外気の影響を受けるため、脇の下や口腔等の接触型測定器の方が望ましいです。登学の際には、「体温・風邪症状チェック表」を必ず持参してください。

※新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とは
新型コロナウイルス感染症患者において、感染を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）が出た日の2日前から隔離開始までの間、①同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者、②適切な感染防護策なしに診察、看護もしくは介護していた者、③気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、④手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策がないまま、15分以上の接触や近づくことがあった者（保健所が総合的に判断）。

（参考）国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」、文部科学省「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)